

議案第74号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成29年11月28日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月目黒区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の90」を「100分の100」に、「100分の110」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の90」を「100分の100」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の110」を「100分の120」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	169,300	260,700	307,600	345,600
	2	171,400	262,800	309,900	348,200
	3	173,500	264,900	312,200	350,800
	4	175,600	267,000	314,500	353,400
	5	177,700	269,400	316,800	356,000
	6	179,800	271,800	319,000	358,600
	7	181,900	273,900	321,400	361,100
	8	183,900	276,100	323,600	363,600
	9	186,200	278,300	325,900	366,000
	10	188,300	280,500	328,200	368,400
	11	190,500	282,700	330,500	370,800
	12	192,700	284,900	332,700	373,200
	13	194,800	287,100	334,900	375,600
	14	196,600	289,200	337,200	377,900
	15	198,500	291,400	339,500	380,100
	16	200,400	293,700	342,000	382,300
	17	202,200	295,900	344,400	384,500
	18	204,100	298,200	346,800	386,500
	19	206,000	300,500	349,300	388,500
	20	208,000	302,800	351,800	390,500
	21	209,900	305,100	354,300	392,400
	22	211,800	307,300	356,600	394,300
	23	213,700	309,700	358,900	396,100
	24	215,600	311,900	361,200	397,700
	25	217,500	314,200	363,400	399,500
	26	219,300	316,400	365,600	401,200
	27	221,200	318,600	367,800	402,700
	28	223,100	320,800	369,900	404,300
	29	225,000	322,900	372,000	405,900
	30	227,200	325,100	374,000	407,300
	31	229,300	327,200	375,900	408,700
	32	231,400	329,200	377,800	410,100
	33	233,600	331,400	379,600	411,500
	34	235,600	333,400	381,400	412,700
	35	237,700	335,500	383,100	413,900
	36	239,800	337,500	384,600	415,100
	37	241,900	339,400	386,000	416,300
	38	244,000	341,200	387,300	417,300
	39	246,100	343,000	388,600	418,300
	40	248,300	344,800	389,900	419,300

再任用職員以外の職員

41	250,500	346,600	391,100	420,300
42	252,600	348,300	392,300	421,200
43	254,800	350,000	393,500	422,100
44	256,900	351,600	394,600	422,900
45	259,100	353,200	395,400	423,700
46	261,200	354,700	396,300	424,400
47	263,100	356,200	397,300	425,100
48	265,300	357,700	398,300	425,800
49	267,400	359,200	399,200	426,500
50	269,600	360,600	400,000	427,200
51	271,900	361,900	400,800	427,800
52	274,000	363,300	401,600	428,300
53	276,200	364,700	402,400	428,800
54	278,300	366,000	403,200	429,400
55	280,500	367,200	404,000	430,000
56	282,700	368,400	404,700	430,600
57	284,800	369,600	405,400	431,200
58	286,900	370,700	406,100	431,800
59	288,900	371,800	406,800	432,400
60	291,000	372,900	407,500	433,000
61	293,100	374,000	408,200	433,600
62	295,100	375,100	408,800	434,100
63	297,200	376,100	409,400	434,600
64	299,300	377,000	410,000	435,200
65	301,300	378,000	410,600	435,600
66	303,300	378,900	411,100	436,100
67	305,400	379,800	411,700	436,600
68	307,400	380,700	412,300	437,100
69	309,500	381,500	412,900	437,600
70	311,400	382,300	413,500	438,100
71	313,400	383,100	414,100	438,600
72	315,400	384,000	414,700	439,100
73	317,300	384,800	415,300	439,500
74	319,300	385,500	415,900	440,000
75	321,400	386,200	416,400	440,500
76	323,300	386,900	417,000	441,000
77	325,300	387,500	417,500	441,400
78	327,200	388,100	418,000	441,900
79	328,900	388,600	418,500	442,400
80	330,700	389,200	419,000	442,900

81	332,400	389,800	419,500	443,400
82	334,000	390,400	420,000	443,900
83	335,700	391,000	420,500	444,400
84	337,300	391,600	421,000	444,800
85	338,700	392,200	421,400	445,300
86	340,200	392,800	421,800	445,700
87	341,700	393,400	422,300	446,100
88	343,100	394,000	422,800	446,500
89	344,400	394,500	423,300	446,900
90	345,700	395,000	423,800	447,300
91	347,000	395,600	424,300	447,700
92	348,200	396,200	424,800	448,100
93	349,300	396,700	425,200	448,500
94	350,400	397,200	425,600	448,900
95	351,500	397,700	426,000	449,300
96	352,500	398,200	426,400	449,700
97	353,500	398,700	426,800	450,100
98	354,400	399,100	427,100	450,400
99	355,200	399,600	427,500	450,800
100	356,000	400,100	427,900	451,200
101	356,700	400,600	428,300	451,600
102	357,400	401,100	428,700	
103	358,100	401,600	429,100	
104	358,600	402,100	429,500	
105	359,200	402,600	429,900	
106	359,800	403,100	430,300	
107	360,300	403,600	430,700	
108	360,900	404,100	431,100	
109	361,600	404,500	431,400	
110	362,100	405,000	431,800	
111	362,600	405,500	432,200	
112	363,100	406,000	432,600	
113	363,600	406,500	432,900	
114	364,100	406,900		
115	364,600	407,300		
116	365,100	407,700		
117	365,600	408,100		
118	366,000	408,500		
119	366,500	408,900		
120	367,000	409,300		

121	367,500	409,700		
122	368,000	410,000		
123	368,500	410,400		
124	369,000	410,800		
125	369,400	411,200		
126	369,800	411,600		
127	370,200	412,000		
128	370,600	412,400		
129	371,000	412,700		
130	371,300			
131	371,700			
132	372,100			
133	372,500			
134	372,900			
135	373,300			
136	373,700			
137	374,100			
138	374,500			
139	374,900			
140	375,300			
141	375,700			
142	376,100			
143	376,500			
144	376,800			
145	377,200			
146	377,600			
147	378,000			
148	378,400			
149	378,800			
150	379,200			
151	379,600			
152	380,000			
153	380,300			
154	380,700			
155	381,100			
156	381,500			
157	381,900			
158	382,300			
159	382,700			
160	383,100			

	161	383,500			
	162	383,900			
	163	384,300			
	164	384,700			
	165	385,000			
	166	385,400			
	167	385,700			
	168	386,100			
	169	386,500			
再任用 職員		230,800	269,800	293,000	332,000

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の100」を「100分の95」に、「100分の120」を「100分の115」に改め、同条第3項中「100分の100」を「100分の95」に、「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の120」を「100分の115」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 平成29年4月1日

(2) 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 平成29年12月1日

(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 平成29年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(適用日前の異動者の号給の調整)

4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれ

に準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成30年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 5 施行日から平成30年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 7 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(説明) 特別区人事委員会の勧告に伴い、給料月額及び勤勉手当を増額するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。



資料

1 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

（ \_\_\_\_\_ は、改正点）

第1条による改正案	現 行 条 例
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (現行に同じ。)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の100</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の120</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の47.5</u>」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～7 (現行に同じ。)</p> <p>別表第1</p> <p>(省略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の90</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の110</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の42.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>4～7 (省略)</p> <p>別表第1</p> <p>(資料別表のとおり。)</p>

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）新旧対照表

（ \_\_\_\_\_ は、改正点）

第 2 条 による 改正 案	第 1 条 による 改正 後の 条例 案
<p>(勤勉手当)</p> <p>第 3 0 条 (省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>1 0 0 分の 9 5</u> (第 1 0 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>1 0 0 分の 1 1 5</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 9 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 4 5</u>」と、「<u>1 0 0 分の 1 1 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 5 5</u>」とする。</p> <p>4～7 (省略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第 3 0 条 (省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>1 0 0 分の 1 0 0</u> (第 1 0 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>1 0 0 分の 1 2 0</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 0 0</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 4 7. 5</u>」と、「<u>1 0 0 分の 1 2 0</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 5 7. 5</u>」とする。</p> <p>4～7 (省略)</p>